

## 福津市放課後児童健全育成事業に係るプロポーザル実施要領

放課後児童健全育成事業の内容並びに同業務に係るプロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

### 第1 目的

本業務は、児童福祉法に基づき保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るための事業であり、当該業務を委託することで民間事業者等の安定した質の高いサービスにより事業を効果的に行うこととする。このように本業務が専門知識や技術、経験を必要とすることから、価格のみの競争ではなく公募によるプロポーザル方式により業者を選定する。

### 第2 業務概要

1 業務名 福津市放課後児童健全育成事業

2 業務内容

- ① 児童の健全な保育に関する業務
- ② 事業の運営及び施設管理に関する業務
- ③ 利用者対応に関する業務
- ④ その他、事業の運営に必要な業務

3 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

4 予算概要等

この業務に係る上限額は

1年間 6,760,000円（非課税）

3年間 20,280,000円（非課税）

と予定していることから、業務委託料の積算にあつては、その範囲内とすること。

なお、支援を必要とする児童を受け入れる場合には別途委託料を加算するものとする。

※本要領において「支援を必要とする児童」とは、障害のある児童や発達に課題のある児童等で、学童保育所で過ごすにあたり、個別の支援が必要となる児童のことをいう。

※非課税

消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項及び別表第2第7号による。

### 第3 契約担当部局

〒811-3218

福岡県福津市手光2丁目1番1号

福津市こども家庭部こども課こどもの国推進係

TEL：0940-43-8356 FAX：0940-43-8357

電子メール：fucsta@city.fukutsu.lg.jp

### 第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募の日から参加表明書提出日までの期間、福津市またはいずれかの自治体において、指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

#### ※応募に対する制限

福津市放課後児童健全育成事業に係る公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）委員から直接または間接に支援を受けることが可能な者は、本プロポーザルに応募できない。

### 第5 参加表明手続

#### 1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

##### (1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 会社概要（パンフレット等あれば添付）
- ウ 実績一覧表（様式2）
- エ 誓約書（様式3）
- オ 財務諸表（損益計算書、貸借対照表）【写し】
- カ 商業登記簿謄本（3カ月以内に発行されたもの）【写し】
- キ 納税証明（3カ月以内に発行されたもの）【写し】

国税：滞納（未納）のない証明書

都道府県民税：滞納（未納）のない証明書

市町村税：滞納（未納）のない証明書

ク スタッフの保有資格や体制について（様式任意）

ケ 決算書

※法人にあっては（ア）から（ケ）まで、その他の団体にあっては（ア）、（ウ）、（エ）及び（キ）から（ケ）までに規定する書類を参加表明書に添付。

滞納がない旨の証明書について、法人にあっては法人の証明書、その他の団体にあっては、代表者個人の証明書を提出してください。

(2) 提出期間 令和7年1月20日（木）から

令和7年2月22日（月）まで

※期間中の金曜日、第2土曜日とそれに続く日曜日を除く。

※受付時間は午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 提出場所 第3に同じ。

(4) 提出方法 持参によること。（郵送、宅配便、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）

(5) 提出書類作成時の留意事項

必要書類の不足や内容に誤りがあった場合、受付期間内であれば差し替えや加除を認める。修正、削除等の場合は、応募者の訂正印を必要とする。不足書類があった場合は、不足部分は評価の対象とならない。虚偽の申告や間違った内容の記載が判明した場合は、予告なく審査対象から除外する場合がある。

受理後、記載された氏名に関しては特別な理由がない限り変更できない。

## 2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、参加資格を有するものには令和7年2月25日（木）までに確認結果通知書を参加表明書に記載されたファクシミリまたはメールにて通知する。併せて、企画提案書の提出を要請する。ファクシミリまたはメールの通知を受け取った事業者は、通知等を受領した旨を返信すること。

なお、参加資格を有しないと認めた者にあっては、その旨ファクシミリまたはメールにて通知する。

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和8年1月7日（水）まで

※金曜日、第2土曜日とそれに続く日曜日を除く。

※受付時間は午前8時30分から午後5時までとする。

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参によること。（郵送、宅配便、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和8年1月13日（火）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

## 第6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

### 1 提案内容

企画提案は、実施要領「第1目的」「第2業務概要」及び別紙「福津市放課後児童健全育成事業仕様書」に沿った具体的企画案、工夫できることについて次の事項について提案すること。

(1) 児童の健全な保育に関する業務

- ①児童の健康管理
- ②児童の遊びや生活の指導
- ③安全確保
- ④特別に配慮が必要な児童について

(2) 事業の運営及び施設管理に関する業務

- ①出欠席簿や指導日誌の作成
- ②年間・月間指導計画、勤務表の作成
- ③おやつの購入及び準備
- ④施設、設備、備品の管理と環境整備

(3) 利用者対応に関する業務

- ①利用者への運営内容の説明
- ②保護者との連携及び協力
- ③アンケート調査の実施
- ④苦情等の対応
- ⑤各種申請等の手続き

(4) 児童虐待の対応

(5) 書類の整備と適正な管理

(6) その他、事業運営に必要な業務

### 2 企画提案書の書式

企画提案の提出は、次の書類を添付して行うこと。

(1) 企画提案書（様式4）

(2) 業務に係る事業費見積書（積算内訳含）

- ・人件費等かかる費用の明細がわかるように記載すること
- ・1か年分と3か年分合計の金額をそれぞれ記載すること。

(3) その他必要な書類

### 3 記入上の注意事項

- (1) A4縦（横書き）で作成し、両面印刷、左綴じとする。大きな図表等についてはA3、またはA4（横）を使用してもよい。
- (2) 目次及びページ番号を付与すること。
- (3) 本文の文字サイズは10.5ポイント以上とする。

### 4 提出方法等

- (1) 提出期限 令和8年1月26日（月）午後5時まで  
※金曜日、第2土曜日とそれに続く日曜日を除く。  
※受付時間は午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所 第3に同じ。
- (3) 提出方法 持参によること。（郵送、宅配便、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）
- (4) 提出部数
  - ・正本1部（A4版2穴バインダー（紙製）に閉じて提出）バインダーには社名等の記載はしない。タイトル等も不要。）
  - ・写し6部（カラーコピー可。左上をクリップ等で留めて提出。社名等の記載はしない。タイトルも不要。）

※必要書類の不足や内容に誤り等があった場合、提出期限内であれば、差し替えや加除等を認める。不足書類があった場合、不足部分の評価は対象とならない。
- (5) 参加辞退  
参加表明書又は企画提案書の提出後にプロポーザル参加を辞退する場合は、令和8年1月29日（木）までに「辞退届」（様式6）を持参により提出すること。  
なお、辞退した場合でも他の案件での入札には一切影響はない。  
※提出場所は、第3に同じ。  
※金曜日、第2土曜日とそれに続く日曜日を除く。  
※受付時間は午前8時30分から午後5時までとする。

### 5 企画提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等をできるものとする。
- (3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、本プロポーザル以外には提案者に無断で使用しない。ただし、受託者との契約締結後には、福津市情報公開

条例（平成17年福津市条例第9号）の規定による請求に基づき、受託者の企画提案書については第三者に開示することができるものとする。

## 第7 質疑応答等

(1) 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。

ア 提出書類 質疑応答書（様式5）

イ 提出期間 公募の日から令和8年1月19日（月）まで

※期間中の金曜日、第2土曜日とそれに続く日曜日を除く、時間は午前8時30分から午後5時までとする。

ウ 提出場所 第3に同じ。

エ 提出方法 電話連絡の上、ファクシミリまたはメールにより提出すること。

(2) (1)の質疑応答書は、令和8年1月22日（木）午後5時までにファクシミリまたはメールにより回答する。

## 第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 第9 企画提案の審査方法及び評価基準

### 1 審査会の設置

企画提案書の審査、評価及び特定を行うため、福津市放課後児童健全育成事業プロポーザル審査会を設置する。

### 2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。なお、企画提案者が4者以上の場合は、企画提案書の審査を事前にい、審査会において選定された者についてのみヒアリング等を行う。

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。

イ 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

ウ プrezentation等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。

- エ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。
- オ 審査会及びヒアリング等は非公開とする。

(2) 実施日時及び場所

第5で示した、企画提案書提出要請時に併せて通知する。

3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

- (1) 事業者に関する項目
- (2) 企画提案書、ヒアリング等に関する項目
- (3) 参考見積価格に関する項目

4 受注候補者の特定

審査会において、3の審査及び評価により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を、審査会の合議の上、受注候補者として特定する。

なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

5 審査結果の通知

- (1) 受注候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。
  - ア 受注候補者
  - イ 評価点数
  - ウ 受注候補者にあっては、今後の契約手続の旨
  - エ 受注候補者とならなかつた者にあっては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨
- (2) 受注候補者とならなかつた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。
  - ア 提出期間 (1)の通知があった日から7日以内まで
  - イ 提出場所 第3に同じ
  - ウ 提出方法 持参によること。（郵送、宅配便、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）  
期間中の金曜日、第2土曜日とそれに続く日曜日を除く、時間は午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、(2)の提出があった日から2週間以内に説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

## 6 審査結果の公表

受注候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 受注候補者
- (2) 評価点数
- (3) 受注候補者の特定理由

## 第10 契約に関する基本事項

### 1 契約の締結

受注予定者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

### 2 契約保証金

要する。ただし、福津市財務規則第139条の規定に該当する場合は免除する。

### 3 契約書作成の要否 要する。

### 4 支払条件 委託料の支払い回数については、年12回（毎月前払い）に分割して支払う。

## 第11 その他

### 1 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

### 2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

### 3 提出された書類は返還しない。

### 4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

### 5 受注候補者に特定された者であっても、契約締結までの間に、3に掲げる要件を満たさなくなった場合は、当該候補者とは契約を締結しない。

## 第12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

| 実施内容                        | 実施期間又は期日                  |
|-----------------------------|---------------------------|
| 参加表明書の提出                    | 公募の日から令和7年12月22日（月）午後5時まで |
| 参加資格要件確認結果通知<br>及び企画提案書提出要請 | 令和7年12月25日（木）             |
| 質疑受付期間                      | 公募の日から令和8年1月19日（月）午後5時まで  |
| 企画提案書の提出                    | 令和8年1月26日（月）午後5時まで        |
| プレゼンテーション及び<br>ヒアリング等       | 令和8年2月上旬（予定）<br>(別途通知する)  |
| 企画提案書審査結果の通知                | 令和8年2月中旬（予定）              |
| 契約締結                        | 令和8年3月中（予定）               |

## 評価基準

| 審査項目                    | 配点  |
|-------------------------|-----|
| 1. 事業者に関する項目            |     |
| ・類似事業の実績はあるか            | 10  |
| ・従事できる支援員の資格・経験年数は十分か   | 10  |
| ・実施体制・管理責任者が明確にされているか   | 5   |
| 2. 企画提案書、ヒアリング等に関する項目   |     |
| ・仕様書に沿った業務内容となっているか     | 20  |
| ・学校、地域との連携を図れる内容となっているか | 20  |
| ・事業内容に十分な人員配置となっているか    | 15  |
| ・緊急対応体制はできているか          | 5   |
| ・支援員の研修体制はできているか        | 5   |
| ・個人情報の保護はなされているか        | 5   |
| 3. 参考見積価格に関する項目         |     |
| ・見積価格は適切であるか            | 5   |
| 合計                      | 100 |